

令和 5 年度

土庄町中山間地域等直接支払制度の実施状況

令和 6 年 8 月

土庄町農林水産課

1 概要

① 中山間地域とは

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。

山地の多い日本では、このような中山間地域が総土地面積の約 7 割を占めています。

この中山間地域における農業は、全国の耕地面積の約 4 割、総農家数の約 4 割を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めています。

中山間地域の農業・農村が持つ土の流出を防ぐ機能（土壌侵食防止機能）、土砂崩れを防ぐ機能（土砂崩壊防止機能）などの多面的機能は、国民の大切な財産です。

② 中山間地域等とは

食料・農業・農村基本法第 35 条においては、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」を「中山間地域等」として規定しています。この「中山間地域等」には上記 1 の中山間地域に加え、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法などの地域振興立法の指定を受けている対象地域が含まれています。

土庄町は過疎法と離島振興法に該当しています。

③ 中山間地域等直接支払制度とは

国及び地方自治体による支援を行う制度として、農業生産条件の不利な中山間地域等に、集落等を単位として、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みを指します。平成 12 年度から実施しており、平成 27 年度から法律に基づいた安定的な措置となって第 5 期対策(令和 2 年度～令和 6 年度)が開始されています。

土庄町では第 2 期対策から事業に参加しており、第 2 期対策では 1 地区、第 3 期対策では 7 地区、第 4 期対策では 8 地区、第 5 期対策では 4 地区が活動をしています。

④ 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15° 以上）
 - ② 緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8° 以上 15° 未満）
 - ③ 小区画・不整形な田
 - ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
 - ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地（北海道のみ）
 - ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地
- 土庄町で実施している対象農用地は①と②のみです。

⑤ 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

⑥ 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20 以上）	21,000
	緩傾斜（1/100 以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,500

※ 協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の 8 割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の 10 割を交付します。

⑦ 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。
(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

⑧ 活動について

(1) 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の 8 割を交付）

- ・農業生産活動等 例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

(2) 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価【(1) + (2) の活動により単価の 10 割を交付】

要件：集落戦略の作成

※集落戦略については、中間年（令和 4 年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。

①農業生産活動等を継続するための活動:基礎単価(単価の8割を交付)

- ・農業生産活動等
例:耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- ・多面的機能を増進する活動
例:周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動:体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

第4期対策まで A要件・B要件・C要件の中から1つを選択

○農業生産性の向上(A要件)

以下の項目から、2つ以上選択して実施

(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります)

- ①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業 ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積 ⑤担い手への農作業の委託

○女性・若者等の参画を得た取組(B要件)

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施

- 新規就農者による営農 ○農産物の加工・販売 ○消費・出資の呼び込み

○集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築

第5期対策から 集落戦略の作成に一本化

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。
このため、第5期対策から、体制整備単価(10割単価)を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化しています。
- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。

第4期対策の集落戦略からの変更点

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更
- ② 第4期までの遡及返還の特例を受ける要件であった「合計15ha以上」又は「集落連携・機能維持加算に取り組む」は廃止
- ③ 集落における農業生産活動等を継続する上でのボトルネック(課題)を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し
- ④ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記
(なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません)

2 基本方針の策定状況

土庄町内4集落協定で基本方針を策定済。

3 対象農用地について

制度の対象となる農用地は、約9ha

令和5年度中山間地域等直接支払交付金制度における各集落協定別対象農地面積

活動組織名	対象農用地 面積 (㎡)	通常地域			
		田		畑	
		急傾斜(㎡)	緩傾斜(㎡)	急傾斜(㎡)	緩傾斜(㎡)
小馬越	12,886	10,237	0	0	2,649
滝宮西	30,497	28,635	1,405	0	457
滝宮昭和池水系	25,963	24,558	1,405	0	0
百年の夕陽(屋形崎)	23,584	0	0	23,584	0
合計	92,930	63,430	2,810	23,584	3,106

4 交付金等について

①単価区分について

土庄町で活動している 3 集落協定(小馬越、滝宮西、滝宮昭和池)は基礎単価（交付単価の 8 割）協定、1 集落協定(百年の夕陽)は体制整備単価(交付単価の 10 割)協定です。

②協定参加者数

参加者数は 68 名。

内訳は小馬越 10 名、滝宮西 10 名、滝宮昭和池 8 名、百年の夕陽 40 名

③交付金額

1,363,519 円

5 集落協定の取組状況

多面的機能を増進する取り組みとして、土庄町では周辺林地の下草刈りや景観作物の作付けなどに取り組んでいます。

また、土庄町全集落協定が「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を将来像として策定しており、この将来像を実現するための活動方策を「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」や「協定農用地の拡大」としています。